

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表3の項中「土木事務所長、土木事務所次長、みどり管理事務所長、みどり管理事務所次長」を「土木みどり事務所長、土木みどり事務所次長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)